

三重県薬剤師奨学金返還支援助成金交付要領

(通則)

第1条 三重県薬剤師奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、三重県薬剤師奨学金返還支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）別紙地域医療介護総合確保基金管理運営要領、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）に規定するもののほか、この要領により必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、奨学金の貸与を受けている薬学生在が、県内の対象病院に就職し、一定期間薬剤師の業務に従事した場合、その者が貸与を受けた奨学金の返還額の一部を助成することにより、薬剤師の県内病院への就職及び定着を促進するとともに、対象者に人材育成プログラムの受講を義務付けることで、薬剤師の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領で使用する用語は特に定めのない限り、実施要領において使用する用語の例による。

(交付の対象事業)

第4条 この助成金の交付の対象となる事業は、実施要領のとおりとする。

(交付の対象者)

第5条 この助成金の交付の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 対象病院に就職する前日の時点において、三重県薬剤師奨学金返還支援事業における助成候補者認定要領に規定する認定を受けていること。
- (2) 就職年度においては、6月末日までに対象病院に就職していること。
- (3) 就職年度の就業日時点において、奨学金の返還義務を負っていること。
- (4) 対象病院に薬剤師として常勤し、通算3年以上継続して雇用される見込みがあること。

なお、他病院への出向等、知事が特に必要があると認めるときは、対象病院以外で就業することができるものとする。

- (5) 貸与を受けた奨学金の返還を正当な理由なく3か月以上滞納していないこと。

- (6) この助成金の交付を3回以上受けていないこと。ただし、知事が認める場合を除く。
- (7) 三重県税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、助成金の目的に反すると知事が認める者でないこと。

(交付額の算定方法)

第6条 この助成金の交付額は、別表1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の相当額とを比較して少ない方の額を選定し算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第7条 この助成金の交付申請は、助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、就職した年度においては7月末日まで、以降の各年度においては、知事が別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(助成金の交付の決定)

第8条 知事は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この助成金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 助成金の交付の決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に、申請取下届出書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。
- (2) 次のアからオまでのいずれかの場合には、速やかに届出書(様式第4号)を知事に届け出てその指示を受けること。
 - ア 第5条に定める要件を満たさなくなることが明らかになった場合
 - イ 新たに他の奨学金返還支援制度を併用することとなった場合もしくは他の奨学金返還支援制度の助成金額に変更があった場合
 - ウ 奨学金返還の一部免除を受けた場合
 - エ 助成金の交付を辞退する場合
 - オ その他、重要な事項に変更があった場合
- (3) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (4) 対象病院に就職後通算3年以上、人材育成プログラムに基づく研修を受講すること。

(5) 人材育成プログラムの終了後、県の実施する就業状況調査等に協力すること。

(変更申請手続)

第 10 条 この助成金の交付決定後に申請の内容に変更が生じた場合は、助成金変更交付申請書（様式第 5 号）を速やかに知事に提出するものとする。

(助成金の変更交付の決定)

第 11 条 知事は、助成金の変更交付の申請があったときは、助成金の変更交付を決定し、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金を変更交付すべきものと認めたときは、助成金変更交付決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(状況報告)

第 12 条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成事業等の遂行の状況に関し、規則第 10 条に基づき、助成金状況報告書（様式第 7 号）及びその他知事が必要と認める書類を、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 助成金の交付の決定を受けた者は、規則第 12 条に基づき、当該年度における勤務実績等を、助成金実績報告書（様式第 8 号）及びその他知事が必要と認める書類により、知事が別に定める期日までに報告しなければならない。

(助成金の額の確定通知)

第 14 条 知事は、規則第 13 条に規定する助成金の額の確定をするときは、助成金額の確定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(決定の取消)

第 15 条 知事は、交付決定を受けた者が規則第 16 条各号に規定する事項のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 第 5 条に定める要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

(2) 第 9 条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

(3) 奨学金の返還が全額免除又は一部免除されたとき。

(助成金の返還)

第 16 条 知事は、助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成

金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

1 事業	2 基準額	3 対象経費
三重県薬剤師奨学金返還支援事業	400,000 円	薬学部 5、6 年次に貸与を受けた奨学金の総額に相当する返還額（就業日時点における返還済額を減じ、利息、延滞金は含まない）に 3 分の 1 を乗じた額。 ただし、他の奨学金返還支援制度と併用する場合には、対象経費から他の制度の助成金額を控除する。